

水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時の宅地建物取引業者への
周知について

市区町村が水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時は、宅地建物取引業者
が取引の相手側に最新の水害ハザードマップを用いて重要事項説明が実施できるよ
う、例えば、以下の方法により関係機関に遅滞なく周知することをお願いいたします。

